

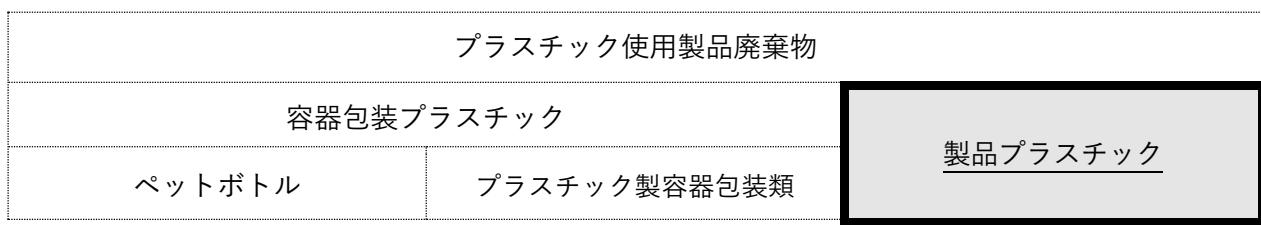
製品プラスチックのリサイクルについて

1 製品プラスチックとは

製品プラスチックとは、プラスチック使用製品廃棄物のうち、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）」に規定する容器包装廃棄物を除いたものをいいます。

現在、本市では、容器包装リサイクル法に基づき、ペットボトルやプラスチック製容器包装類については既にリサイクルを実施しています。一方で、製品プラスチックについては主に「燃やせないごみ」として収集し、破碎・焼却処理を行っている状況です。このように、同じプラスチック素材であっても全国的に処理方法が異なっていたことから、プラスチックの資源循環を一層促進するため、近年、国において法整備が進められました。これにより、自治体には、容器包装プラスチックだけでなく、製品プラスチックを含むプラスチック使用製品廃棄物全体の分別収集や再商品化に向けた取組の検討、体制整備を進めることが重要な役割となっています。

※3R：リデュース（排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再資源化）



2 国の法整備と本市の状況

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環の重要性が高まり、国は、令和元年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。令和4年4月には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」という。）」が施行され、市区町村は、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び再商品化について必要な措置を講じることが努力義務とされました。

合わせて、プラスチック類の分別収集及び再商品化が、施設整備等に活用することができる循環型社会形成推進交付金（以下、「循環交付金」という。）の交付要件となりました。プラスチック類の分別収集及び再商品化は、地域における3R推進のための目標や広域処理施設の整備計画などを定めた「循環型社会形成推進地域計画」（以下、「地域計画」という。）の計画期間の末日から1年以内に実施することとされています。

本市は、藤沢市及び寒川町と共に湘南東ブロックとして地域計画を策定しており、計画期間は、令和8年度までです。したがって、令和9年度中に製品プラスチックのリサイクルの開始が必須となります。

これらの国の動向を踏まえ、本市では、茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画において、家庭系ごみの減量化に関する重点施策として「プラスチックごみの削減」を掲げています。引き続き、プラスチック資源循環促進法の趣旨に沿い、分別収集および再商品化の実施に向けた体制整備を検討していきます。

年月	事項
R1.5	国が“プラスチック資源循環戦略”を策定
R3.12	茅ヶ崎市、藤沢市、寒川町の2市1町において 神奈川県湘南東地域循環型社会形成推進地域計画（第四次計画）を策定 計画期間 R4.4.1～R9.3.31
R4.4	“プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）”の施行 ※市町村における製品プラスチックのリサイクルの努力義務化
R4.4	“循環型社会形成推進交付金交付要綱の取り扱いについて”的通達 ※製品プラスチックのリサイクルが“循環型社会形成推進交付金”的交付要件に追加
R9年度中	茅ヶ崎市（・寒川町・藤沢市）における製品プラスチックのリサイクル開始が必須

3 製品プラスチックのリサイクルによる効果

製品プラスチックのリサイクルを新たに実施した場合、年間約 170 トン（想定）のプラスチックを焼却処理せずに資源として活用できる見込みです。これにより市のリサイクル率が一段と高まることが期待されます。

4 事業スケジュール（予定）

事業の実施にあたっては、市の最上位計画である茅ヶ崎市総合計画及び総合計画実施計画との整合性を図ることを前提としています。令和 8 年度から 12 年度を計画期間とする「茅ヶ崎市実施計画 2030」は令和 7 年度中に策定されます。

年月	事項
R8.3	実施計画 2030 の策定
R8 年度中	市民への周知
R9 年度中	分別収集の開始